

「教職実践演習（仮称）」の 指導の在り方に関する研究

—科目設定の趣旨・全体像・指導事項（1、2）を中心に—

共同研究者 前崎 敏雄 田中 普
光友 剛 藤岡 弘

はじめに

I 研究の目的と領域

- 1 中央教育審議会答申（平成18年）による「教職実践演習（仮称）」の新設必修化の提言を受けて

- 2 新科目「教職実践演習（仮称）」の指導マニュアルと評価基準の作成

II 研究計画

- 1 1年次の計画

- 2 2年次の計画

III 「教職実践演習（仮称）」の新設・必修化の経緯と背景

- 1 諸答申を通してみる教員の資質能力育成の経緯

- 2 「教職実践演習（仮称）」新設・必修化の背景

IV 新設・必修化された「教職実践演習（仮称）」の全体像

—中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」
(平成18年7月11日) —

V 「教職実践演習（仮称）」に含めることが必要な事項についての内容研究

- 1 使命感や責任感、教育的愛情に関する事項

- A 子どもから学び、ともに成長しようとする姿をめざして

- B 自己の職責を果たそうとする教師をめざして

- C 子どもの成長や安全・健康を第一に考え、適切に行動できる教師をめざして

- D 評価基準表（試案）

- 2 社会性と対人関係能力に関する事項

- A 社会性や対人関係能力の概念

- B 学び合う学校の機能と組織・校務分掌

- C 保護者との連携

おわりに

はじめに

中央教育審議会は、2006（平成18）年7月11日に「今後の教員養成・免許制度の在り方について」の答申を出した。この答申では、教員養成・免許制度の大きな改革の柱に

- 1 教職課程の質的水準の向上
- 2 「教職大学院」制度の創設
- 3 教員免許更新制の導入

の3点を挙げている。さらに答申は、これらの1～3の制度改革についてそれぞれ「基本的な考え方」を述べ、その具体的な取り組みを挙げている。本主題と関連する「教職課程の質的水準の向上」の具体的な内容としては、次の5つの方策

- ①「教職実践演習（仮称）」の新設・必修化
- ②教育実習の改善・充実
- ③「教職指導」の充実
- ④教員養成カリキュラム委員会の機能の充実・強化
- ⑤教職課程に係わる事後評価機能や認定審査の充実

が示されている。これらの中でも改革の目玉として挙げられるのが「教職実践演習（仮称）」である。今回の研究では、この「教職実践演習（仮称）」の設定の主旨、内容、方法等について解明し、実践への展開を容易にすることを目的としている。

なお「教職実践演習（仮称）」の新設・必修化については、数多くの課題や問題点があることが全国私立大学教職課程連絡協議会をはじめとする関係諸機関によって指摘されている。これらの意見や提言等も十分に踏まえた上でその在り方について研究を深めていくよう考えている。

I 研究の目的と領域

1 中央教育審議会答申（平成18年）による「教職実践演習（仮称）」の新設・必修化の提言を受けて

中央教育審議会は、「教育課程の質的水準の向上」に具体的な内容として、本稿の「はじめに」で述べた5つの方策を挙げている。これらの中でも改革の中核として考えられているのが「教職実践演習（仮称）」である。本研究を通して「教職実践演習（仮称）」について、次の視点から研究を深めていくよう考えている。

（1）「教職実践演習（仮称）」の新設・必修化の経緯と背景

「教職実践演習（仮称）」の新設・必修化の経緯と背景について、諸答申を通して明らかにしていく。

（2）「教職実践演習（仮称）」の全体像の研究

中央教育審議会（平成18年）を基に、「教職実践演習（仮称）」の全体像を把握する。

（3）「教職実践演習（仮称）」の内容研究

「教職実践演習（仮称）」に含まれる事項として、①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項 ②社会性や対人間関係能力に関する事項 ③幼児児童生徒理解や学級経営に関する事項 ④教科・保育内容等の指導力に関する事項を挙げている。大学の教職課程全体を通して、それぞれの項目で考えられる内容としてどのようなものがあるか研究を通して明らかにしていく。

（4）「教職実践演習（仮称）」の授業方法の研究

「教職実践演習（仮称）」の授業方法については、講義だけでなく、役割演技（ロールプレーティング）やグループ討議、実技指導のほか、学校や教育委員会との協力により実務実習や事例研究、現地調査（フィールドワーク）、模擬授業等を取り入れることが適当であると挙げられている。授業方法の研究について、本研究でも学校現場の実践や文献等をもとにその手法について研究を深める。

2 新科目「教職実践演習（仮称）」の指導マニュアルと評価基準の作成

（1）教科の目標、内容、方法の研究

本学では、経済学科で中学校「社会」、高等学校「地理歴史」「公民」、経営学科と商学科で高等学校「商業」、経営法学科で高等学校「公民」のそれぞれ1種免許状の習得ができるように課程認定を受けている。

本研究の最終の到達点は、課程認定を受けている教科の特質と性格を踏まえた指導マニュアル、評価基準の作成であり、この点から教科に関する研究は必須の要件である。

（2）到達目標及び目標到達の確認指標（試案）づくり

本研究の最終到達点で、諸段階での研究が集約される部分である。中央教育審議会答申（平成18年）では、このことについて別添1として「教職実践演習（仮称）」の「教員として求められる4つの事項」について「本科目の趣旨を考慮すれば、授業内容については、課程認定大学が有する教科に関する科目及び教職に関する科目の知見を総合的に結集するとともに学校現場の視点を取り入れながら、その内容を組み立てていくことが重要である。」と述べ、「授業内容例」を、次のように例示している。

授業内容例	含むことが必要な事項との関連
○様々な場面を想定した役割演技（ロールプレーティング）や事例研究のはか、現職教員との意見交換等を通じて、教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責務等を理解しているか確認する。	主として①に関連
○学校において、校外学習時の安全管理、休み時間や放課後の補充指導、遊びなど、子どもと直接関わり合う活動の体験を通じて、子ども理解の重要性や、教員が担う責任の重さを理解しているか確認する。	主として①、③に関連
○役割演技（ロールプレーティング）や事例研究、学校における	主として②に関連

さらに（注）の中で、「授業内容例」の例示の取り扱いについて、課程認定大学独自の取り扱いの重要性を挙げている。

また、「到達目標及び目標到達の確認指標例」として次のように例示を行っている。

含めることが必要な事項	到達目標	目標到達の確認指標例
①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○教育に対する使命感や情熱を持ち、常に子どもから学び、共に成長しようとする姿勢が身に付いている。 ○高い倫理観と規範意識、困難に立ち向かう強い意志を持ち、自己の職責を果たすことができる。 ○子どもの成長や安全、健康を第一に考え、適切に行動することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○誠実、公平かつ責任感を持って子どもに接し、子どもから学び、共に成長しようとする意識を持つて、指導に当たることができるか。 ○教員の使命や職務についての基本的な理解に基づき、自発的・積極的に自己の職責を果たそうとする姿勢を持っているか。 ○子どもの成長や安全、健康管理に常に配慮して、具体的な教育活動を組み立てることができるか。
②社会性や対人間関係能力に関する事項	○教員としての職責や義務の自覚に基づき、目的や状況に応じた適切な言動をとることができる。	○挨拶や服装、言葉使い、他の教職員への対応、保護者に対する接し方

この例示に関して（注1）（注2）の注釈を設け、課程認定大学の柔軟な取り扱いが望ましいとしている。

今後、指導マニュアルと評価基準の作成にあたって「授業内容例」「到達目標及び目標到達の確認指標例」を活かしながら、本学の教職課程の理念、目標に基づいた個性的なもののが明確になっていく必要があると考えている。

II 研究計画

I の項で述べたように本研究では、新設・必修化された「教職実践演習（仮称）」の誕生の経緯やその背景、全体像、教員に求められる 4 つの内容、

授業方法等の全般について研究を行うとともに、本学の教職課程の指導マニュアルづくりを企画している。また、履修を通じて教員として最小限必要な資質能力の修得を明示的に確認するための「評価基準」の作成を目的としている。

「教職実践演習（仮称）」は、新設された科目であるため先行研究としての文献、資料も少ないので、研究期間も2カ年の継続研究をとっている。また、研究領域も広いので学内教員を中心としながら外部の教員も含めての共同研究体制をとるといった形で研究を進めていくよう考えている。

次に2カ年を見通した計画の概要を示しておく。

1 1年次の計画

- (1) 「教職実践演習（仮称）」新設・必修化の経緯と背景—— 経大論集38巻1号
- (2) 「教職実践演習（仮称）」の全体像の研究—— 経大論集38巻1号
- (3) 「教職実践演習（仮称）」の内容の研究
- ① 使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項—— 経大論集38巻1号
 - ② 社会性や対人間関係能力に関する事項—— 経大論集38巻1号
 - ③ 幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項—— 経大論集38巻2号
 - ④ 教科・保育内容等の指導力に関する事項—— 経大論集38巻2号

2 2年次の計画

- (1) 「教職実践演習（仮称）」の授業方法についての研究—— 経大論集39巻1号
- (2) 教科研究——社会（中学校）、地理（高校）、公民（高校）、
商業（高校）—— 経大論集39巻2号
- (3) 指導マニュアルづくり—— 到達目標及び目標到達の確認指標
(試案)づくり—— 経大論集39巻2号

III 「教職実践演習（仮称）」の新設・必修化の経緯と背景

1 諸答申を通してみる教員の資質能力育成の経緯

ここでは、諸答申を通して「「教職実践演習（仮称）」の成立の背景について考察する。

（1）教育職員養成審議会第一次答申（平成9年）－教員に求められる資質能力

平成9年教育職員養成審議会は、第一次答申において、いつの時代にも求められる資質能力と「生きる力」を育む観点から、今後特に求められるものに

- ① 教育者としての使命感、子ども理解、教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養、実践的指導力
- ② 地球的視野に立って行動するための資質能力、変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力、教員の職務から必然的に求められる資質能力（教育の在り方に関する適切な理解、教職に対する愛情、誇り、教科指導、生徒指導等のための知識、技能及び態度）
- ③ 画一的な教員像を求めるのを避け、全教員に求められる基礎的基本的な資質能力を確保するとともに、積極的に各人の得意分野づくりや個性の伸長を計るが大切であること

（2）中央教育審議会答申（平成17年）－新しい時代の義務教育を創造する本答申において、新しい義務教育を創造するための優れた教師の条件として3つの重要な要素として

- ① 教職に対する強い情熱（教師の仕事に対する使命感や誇り、子どもに対する愛情や責任感など）
- ② 教育の専門家としての確かな力量（子ども理解力、児童・生徒指導力、集団指導力、学級づくりの力、学習指導・授業づくりの力、教材解釈の力など）
- ③ 総合的な人間力（豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法を

はじめ対人間関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質、教職員全体と同僚して協力していくこと)

(3) 中央教育審議会答申（平成18年）－今後の教員養成・免許制度の在り方について

本答申で「教員をめぐる状況は大きく変化しており、教員の資質能力が改めて問い合わせられている。」と教員をめぐる現状について述べ、これらの状況の変化は、様々な要因・側面があると以下のように指摘している。

- ① 社会構成の急激な変化への対応
- ② 学校や教員に対する期待の高まり
- ③ 学校教育における課題の複雑・多様化と新たな研究の進展
- ④ 教員に対する信頼の揺らぎ
- ⑤ 教員の多忙化と同僚性の希薄化
- ⑥ 退職者の増加に伴う量及び質の確保

これらを受けて教員には、最新の専門的知識や指導技能といった資質能力を身に付けていく不断の努力が必要であり、とりわけ教員養成段階の改革は、特に重要であると位置づけている。

さらに本答申では、「教員養成・免許制度の改革の方向」のなかで、大学の教職課程を「教員として最小限必要な資質能力」（専門的知識・技能、教員としての使命感・責任感、教育的愛情、教科指導、生徒指導等）を確実に身に付けさせるとともに改革することの必要性を述べ、さらに教員の質を確実に保証する方策を講じることの重要性を挙げている。

具体的には、教職課程の履修を通じて、教員として必要な資質能力の全体について、確実に身に付けさせるとともに、新たな科目を設けるなどにより、その修了段階において、身に付けた資質能力を明示的に確認することが必要であるとしている。

本答申の「II 教員養成・免許制度の改革の具体的方策」の項で、教職課程の質的水準の向上のため学部段階の教員養成の改善、充実を挙げ、5つの方策として① 「教職実践演習（仮称）」の新設・必修化 ② 教育実習の

改善充実③ 「教職指導」の充実 ④ 教員養成カリキュラム委員会の機能の充実・強化 ⑤ 教職課程に係る事後評価機能や認定審査の充実について提言している。

2 「教職実践演習（仮称）」新設・必修化の背景

以上3つの答申を通して本研究のテーマである「教職実践演習（仮称）」の新設・必修化の背景について簡潔にまとめてみると

1つには、急激な変化に時代の教師として、使命感、教育愛、専門的知識、実践的指導力などの資質能力の育成が緊要の課題であること

2つには、我が国の教員養成の中心になっている学部段階の教員養成の改善充実を図る必要があること

3つには、学部段階で身に付けた教員としての最小限必要な資質能力の確実な定着について明示的に確認し、その結果に基づいて補完し、学校現場へ送り出すことが期待されていること

IV 新設・必修化された「教職実践演習（仮称）」の全体像

I～IIIを通して述べてきたように「教職実践演習（仮称）」は、中教審答申（平成18年）の教員養成・免許制度の改革の柱の「教職課程の質的水準の向上」の具体的な方策として提言されたものであると位置づけられている。

「教職実践演習（仮称）」については、囲みの形で次のように述べられている。

今後、教職課程の履修を通じて、教員として最小限必要な資質能力の全体について、確実に身に付けさせるとともに、その資質能力の全体を明示的に確認するため、教職課程の中に、新たな必修科目（「教職実践演習（仮称）」）設定することが適当である。

教職実践演習（仮称）には、教員として求められる4つの事項（①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項 ②社会性や対人間関係能力に關

する事項 ③幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項 ④教科・保育内容等の指導力に関する事項）を含めることとすることが適当である。

授業方法については、役割演技（ロールプレイング）やグループ討議、事例研究、現地調査（フィールドワーク）、模擬授業等を取り入れることが適当である。

指導教員については、教科に関する科目と教職に関する科目の担当教員が、共同して、科目の実施に責任を持つ体制を構築することが重要である。

履修時期については、すべての科目を履修済み、あるいは履修見込みの時期（通常は4年次の後期）に設定することが適当である。

最低修得単位数については、2単位程度とすることが適当である。科目区分については、現行の科目区分とは異なる新たな科目区分（例えば、教職総合実践に関する科目）を設けることが適当である。

さらに、囲みの中の主要な事柄について12項目の補足的な説明がなされているが、これを次のように整理してみた。

- ① 大学は、様々な科目等の学習を通じて学生が身に付けた資質能力が、教員として有機的に統合され形成されたかについては、課程認定大学が自らの養成する教員像や到達目標等から最終的に確認する。
- ② 学生は、科目の履修を通じて、将来、教員になる上で、自己にとって何が課題であるかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能を補い、その定着を図ることにより、教職生活を円滑にスタートできるようになる。
- ③ 教員として求められる4つの項目を授業科目の中でどのように構成し、実施するかは、基本的には大學の判断に委ねられるものである。授業内容については、課程認定大学が有する教科に関する科目及び教職に関する科目の知見を総合的に結集するとともに、現場の視点を取り入れる。
- ④ 授業方法については、講義だけでなく、役割演技（ロールプレイング）グループ討議、実技指導、学校や教育委員会との連携に立って実務

実習、現地調査（フィールドワーク）、模擬授業を取り入れること

- ⑤ 指導教員については、教科に関する科目の担当教員と教職に関する科目の担当教員との緊密な連携と役割分担を明確にすること
- ⑥ 「教職実践演習（仮称）」円滑かつ効果的な履修を行うためには、課程認定大学においては、教員養成カルキュラム委員会等で入学直後からの学生の教職課程の履修を把握し、それを踏まえて指導に当たることが必要である。
- ⑦ 指導に当たっては、個々の学生の課題や不足している知識や技能を補うために、学校や教育委員会との連携・協力により学生の状況等に応じて、個別に補完的な指導を行うことも考慮する。
- ⑧ 「教職実践演習（仮称）」の趣旨や授業内容例等を考慮すると、履修時期については、教科に関する科目、教職に関する科目のすべてを履修済み、あるいは、履修見込み時期に設定することが適切である。
- ⑨ 「教職実践演習（仮称）」の趣旨や授業内容例等を考慮すると、最低履修単位数については、2単位程度とすることが適当である。
- ⑩ 科目区分については、現行の科目区分とは異なる新たな科目区分を設けることが適当である。

以上、答申を通じて「教職実践演習（仮称）」の全体像について明らかにしてきたか、この点については、今後さらに充実していく必要があると考えている。

V 「教職実践演習（仮称）」に含めることが必要な事項の内容研究

1 使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項

- A 子どもから学び、ともに成長しようとする姿をめざして
 - (1) 望まれる教師の姿
 - ① 教育

教育とは、広辞苑（第6版）に生徒に「教える」ことであり、生徒を「育

む」ことであると記されている。

「教える」ことは、既存の文化や知識を生徒に伝達することであり、教えることの根底には、教師は次の世代を担っている生徒を「我も人なり、生徒も人なり」という一人の人格者として尊重する愛情が大切である。また、教えることは、より豊かで、平和な民主的・社会の実現をめざすという情熱が重要である。

「育む」ことは、生徒の秘めている可能性を信じ、その可能性を最大限に伸ばすことである。そのためには、生徒を知り、生徒の成長に対する深い理解と生徒に対する温かい愛情がなければ、育むことはできないのである。干渉や統制では生徒の可能性を伸ばすことは不可能である。

(2) 教育のねらい

学校教育のねらいは、平成18年12月に教育基本法が改正され、これからの中等教育のあるべき姿、めざすべき理念として明らかにされた。平成19年6月に学校教育法が改正され、義務教育として行われる普通教育の目標が新たに規定され、高等学校の教育目標も改正された。

法 律	目標に関する事項
教育基本法第1条	〈教育の目的〉 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。
第2条	〈教育の目標〉 教育は、その目的を実現するために、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行うものとする。 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

	<p>四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。</p> <p>五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</p> <p>〈義務教育〉</p> <p>義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。</p>
学校教育法第21条	<p>〈義務教育の目標〉</p> <p>義務教育として行われる普通教育は、教育基本法第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <p>一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</p> <p>二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。</p> <p>三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</p> <p>四 家庭と家族の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。</p> <p>五 読者に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。</p> <p>六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。</p> <p>七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。</p> <p>八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。</p> <p>九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。</p> <p>十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。</p> <p>〈高等学校の目標〉</p> <p>高等学校における教育は、前条に規定する目標を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p>
学校教育法第51条	

- | |
|--|
| <p>一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。</p> <p>二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。</p> <p>三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。</p> |
|--|

(3) 望まれる教師とは

生徒にとっても、保護者にとっても「いい教師」への期待は大きい。「いい教師像」を定義することは難しいが中学校の生徒に対して実施した「どのような先生が好きですか。」のアンケートの結果は次のとおりである。

〈教え方について〉(順不同)

- ・ 分り易く教える
- ・ 学力をつけてくれる
- ・ ていねいに教えてくれる
- ・ 熱心に教えてくれる
- ・ 説明や板書が上手である
- ・ 教科の力をもっている
- ・ 授業以外のことよく知っている

〈人柄について〉(順不同)

- ・ 明るく、優しい
- ・ 相談や悩みを真剣に聞いてくれる
- ・ 生徒に対して公平である
- ・ 厳しさがある
- ・ 自分たちを認めてくれる
- ・ ユーモアがある
- ・ 生徒が好きである
- ・ 生徒の気持ちがわかる
- ・ 尊敬、信頼できる
- ・ スポーツが好きである
- ・ 約束を守る

「いい教師」とは、明朗、快活、誠実、親しみやすく、わけへだてなく公平で、生徒によせる熱い思いがあり、教えることを通して、優しさが増し、自ら学び続ける意欲旺盛で、他人のことばに耳を傾ける謙虚な、思慮深く、公平な判断力のある教師である。生徒が成長していくように、教師自らも成

長していく教師でありたい。

2 教師の使命と職務

（1）教員の身分と服務

学校教育法（第7条）には「学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならぬ。」及び教育公務員特例法第2条第2項には「この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、助教授、副校長（副園長を含む。以下同じ。）教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師（常勤勤務の者に限る。第23条第2項を除き、以下同じ。）をいう。」と定められている。教員とは、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師（常勤）をさし、地方公務員としての身分をもっている。しかし、教育という職責の特殊性から「教育公務員」として特例法が設けられている。公務員であるから憲法第15条第2項に「すべての公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」また、地方公務員法（第30条）には「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定められ、服務の根本基準である。

このような身分から服務は、次のような義務や規律がある。

〈職務上の義務〉

服務の宣誓 (地方公務員法第31条)	新たに教員となった者は、職務につく前に、宣誓書に署名し、「服務の宣誓」しなければ、その職務を行ってはならない。「服務の宣誓」は、教員として使命を自覚し、服務義務に従うことを住民全体に誓う行為である。
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 (地方公務員法第32条)	職務の遂行に当たっては、法令等に従うことは法律による行政の原理である。 また、職務上の上司である校長の職務命令（文書、口頭）には忠実に従わなければならない。
職務に専念する義務 (地方公務員法第35条)	勤務時間中は、職務のために注意力のすべてをそそぎ、その職務に専念従事しなければならない。ただし、この義務が免除される場合が特例としてある。

〈身分上の義務〉

信用失墜行為の禁止 (地方公務員法第33条)	公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために職務遂行を行う厳しい行動規範が求められる。特に教員は、生徒や保護者に与える影響から高度な倫理規範が要求され、違反した行為には懲戒処分が行われる。飲酒運転、わいせつ行為等の違反行為には厳しい処分が与えられる。
秘密を守る義務 (地方公務員法第34条)	教員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様である。プライバシーの保護の観点からも秘密を守る義務が求められる。
政治的行為の制限 (地方公務員法第36条、 教育公務員特例法 第21条の4)	政治的中立の立場から、特定の政党を支持したり、反対するための政治教育や政治的活動、生徒に対する教育上の地位を利用した選挙運動等禁止されている。教育公務員は、一般公務員より政治的行為の制限は厳しい。
争議行為等の禁止 (地方公務員法第34条)	公務員の地位の特殊性や職務の公共性から、ストライキなどの争議行為をしたり、教育活動の能率を低下させる怠業的行為をしたりしてはいけない。また、このような違法な行為を企て、その遂行を共謀し、そそのかし、あおったりすることも禁止されている。
営利企業等の従事制限 (地方公務員法第38条、 教育公務員特例法 第17条)	公務員は、営利企業等に従事することが制限されている。教員には、その専門的能力を活用するため市町村の教育委員会が本務の遂行に支障がないと認めた場合は、教育に関する兼職・兼業を特例として、行うことができる。

(2) 教職員の職務

① 校長の職務

校長の職務は、学校教育法第37条第4項に「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と定められ、校長は学校の最高責任者であり、職務上の上司として、学校における全ての教育活動を管理していくことである。

② 副校長の職務

副校長の職務は、学校教育法第37条第5項に、「校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」また、同法第37条第6項に、「副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が2人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、

その職務を代理し、又は行う。」と定められ、今回の学校教育法の改正で創設された職種である。副校长は、校長の命を受けた範囲で校務の一部を自らの権限で処理することができ、学校の組織運営体制や指導体制が充実し、学校の活性化が図られることが期待される。

③ 教頭の職務

教頭の職務は、学校教育法第37条第7項に「教頭は、校長（副校长を置く小学校にあっては、校長及び副校长）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童（生徒）の教育をつかさどる。」また、同法第37条第8項に「教頭は、校長（副校长を置く小学校にあっては、校長及び副校长）に事故があるときはその職務を代理し、校長（副校长を置く小学校にあっては、校長及び副校长）が欠けたときはその職務を行う。この場合において、教頭が2人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。」と定められている。教頭は、学校の要として、校長、副校长と一体となって教育目標の具現化にむけて補佐し職務を遂行していくことである。

④ 主幹教諭の職務

主幹教諭の職務は、学校教育法第37条第9項に、「校長（副校长を置く小学校にあっては、校長及び副校长）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童（生徒）の教育をつかさどる。」と定められ、今回の学校教育法の改正で創設された職種である。主幹教諭は、管理職の補佐的役割であり、命を受けて担当する校務について、一定の責任をもって取りまとめ、整理し、他の教諭等に対して指示することができる。従来の主任とは、差異があると解説されている。

⑤ 指導教諭の職務

指導教諭の職務は、学校教育法第37条第10項に、「指導教諭は、児童（生徒）の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。」と定められ、今回の学校

教育法の改正で創設された職種である。指導教諭は、自ら授業を受け持ち、学校の児童生徒等の実態を踏まえ、教科指導や生徒指導について、他の教員に対して日常的に、または、校内研修の場で指導・助言を行い、学校全体として教員の指導力が向上し、優れた教育実践が行われることが期待される。

⑥ 教諭等の職務

教諭の職務は、学校教育法第37条第11項に「教諭は、児童（生徒）の教育をつかさどる。」と定められ、教諭の職務は、学習指導、生徒指導等の教育活動が主たる職務である。また、学級は、生徒の生活の場であり、規律ある学級、共感的人間関係のある学級は、教育活動の効果的な推進が図られ、学級経営も重要な職務である。教諭の職務の範囲は教育活動以外のすべての校務に及ぶものである

⑦ 養護教諭の職務

養護教諭の職務は、学校教育法第37条第12項に「養護教諭は、児童（生徒）の養護をつかさどる。」と定められている。養護教諭の職務は、生徒の健康状態の改善を図るとともに、生徒が自己の健康の保持増進を図るために必要な能力や態度を養うよう援助、指導することである。保健室に訪れる生徒の相談は、多様化、深刻化し、不登校やいじめへの対応として、養護教諭の受容的、共感的教育相談は重要な職務である。

⑧ 講師の職務

講師の職務は、学校教育法第37条第16項に「講師は、教諭又は助教諭に準じた職務に従事する。」

B 自己の職責を果たそうとする教師をめざして

1 教師に求められる資質能力

校内暴力、いじめ、不登校、問題行動の低年齢化等教育の問題が華々しく

報道されている。教師の権威低下や指導力不足が指摘され、「教師の資質能力向上」が強く叫ばれている。教師に対する批判は激しく、あらゆる教育の問題は、生徒たちに直接接し、指導に当たっている教師の問題に帰着するのであり、「教育は人なり」という言葉がまさにそのものを表現している。これから時代を創造し、信頼される学校教育を実現するためには、教師の資質能力の向上こそがその前提である。

教師に求められる資質能力については、いろいろ議論されているが平成17年10月の中央教育審議会の答申では、教師に対するゆるぎない信頼を確立する——教師の質の向上——と題して、次の3つの要素からあるべき教師像を明示している。

- 人間は教育によってつくられると言われるが、その教育の成否は教師にかかっていると言っても過信ではない。国民が求める学校教育を実現するためには、子どもたちや保護者はもとより、広く社会から尊敬され、信頼される質の高い教師を養成・確保することが不可欠である。
- 優れた教師の条件には様々な要素があるが、大きく要約すると次の3つの要素が重要である。

① 教職に対する強い情熱

教師の仕事に対する使命感や誇り、子どもに対する愛情や責任感などである。また、教師は、変化の著しい社会や学校、子どもたちに適切に対応するため、常に学び続ける向上心を持つことが大切である。

② 教育の専門家としての確かな力量

「教師は授業で勝負する」と言われるように、この力量が「教育のプロ」のプロたる所以である。この力量は、具体的には、子ども理解力、児童・生徒指導力、集団指導の力、学級作りの力、学習指導・授業作りの力、教材解釈の力などからなるものと言える。

③ 総合的な人間力

教師は、子どもの人格形成に関わる者として、豊かな人間性や社会

性、常識と教養、礼儀作法をはじめ対人関係能力、コミュニケーション能力など人格的資質を備えていることが求められている。また、教師は、他の教師や事務職員、栄養職員など教職員全体と同僚として協力していくことが大切である。

「参考図」 今後特に教員に求められる具体的資質能力の例（教育職員養成審議会第1次答申「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」平成9年7月）

地球的視野に立って行動する資質能力

— ○ 地球・国家・人間等に関する適切な理解

例：地球観、国家観、人間観、個人と地球や国家の関係についての適切な理解、社会・集団における規範意識

— ○ 豊かな人間性

例：人間尊重・人権尊重の精神、男女平等の精神、思いやりの心、ボランティア精神

— ○ 国家社会で必要とされる基本的資質能力

例：考え方や立場の相違を受容し多様な価値観を尊重する態度、国際社会に貢献する態度、自国や地域の歴史・文化を理解し尊重する態度

変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力

— ○ 課題解決能力等に関するもの

例：個性、感性、創造力、応用力、論理的思考力、課題解決能力、継続的な自己教育力

— ○ 人間関係に関するもの

例：社会性、対人関係能力、コミュニケーション能力、ネットワーキング能力

— ○ 社会の変化に適応するための知識及び技能

例：自己表現能力（外国语のコミュニケーション能力を含む）、メディア・リテラシー、基礎的なコンピュータ活用能力

教員の職務から必然的に求められる資質能力**○幼児・児童・生徒や教育の在り方に関する適切な理解**

例：幼児・児童・生徒観、教育観（国家における教育の役割についての理解を含む）

○教職に対する愛情、誇り、一体感

例：教職に対する情熱・使命感、子どもに対する責任感や興味・関心

○教科指導、生徒指導等のための知識・技能及び態度

例：教職の意義や教員の役割に対する正確な知識、子どもの個性や課題解決能力を生かす能力、子どもを思いやり感情移入をできること、カウンセリングマインド、困難な事態をうまく処理できる能力、地域・社会との円滑な関係を構築できる能力

2 教職員の研修

（1）教員研修の意義と必要性

教育基本法第9条

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命に深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職務の遂行に努めなければならない。

教育公務員特例法第21条

教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

教員は、どの生徒にも幅広い知識と教養を身に付けさせ、豊かな情操と道徳心をもち、個性的、創造的に発達させるとともに、将来、自立した人間として、国家及び社会の形成者としての必要な諸能力を身に付けさせることが強く求められている。また、時代は急速な速さで変わり、生徒も大きく変化している。教育は、一刻たりとも後退や停滞は許されない状況にあるのである。そのためには、教員自らが求めて学ぼうとする自己研鑽はもちろんのこと、研修を通じて、教育における専門職としての力量の維持・向上が求められ、職務そのものに対する不断の研修に励むことこそが重要である。

(2) 研修の機会

教員が、不断の研究と修養に努めるためには、教育公務員特例法第22条に「教育公務員には、研修を受ける機会を与えなければならない。」同法第22条第2項に「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受け、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」同法第22条第3項に「教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。」と定められている。このために、教員は、研修の機会を与えられ、校長の承認を受け、学校を離れて研修を行うことができる。また、身分と給与の保障を受け、大学、国、県が実施する長期の研修や海外研修、民間企業等への長期派遣研修などを行うことができるのである。

教員が行う研修は、次の3つに分けられる。

- ア 自主的研修……日常不斷の自己研修
- イ 校内研修……日常の教育実践と密接な関連のもとに、校内で組織的に行われるもの
- ウ 計画研修……教員の経験年数や職務に応じて、国や県が企画実施するもの

さらに、計画研修として、次のようなものがある。

基本研修	経験年数や職務に応じて、該当者全員が受講すべき研修	初任者研修 教職経験10年経過教員研修 新任生徒指導主事研修等
課題研修	その時の重要な教育課題に基づいて実施される研修	生徒指導講座 進路指導講座 教育課程研究集会
専門研修	教育センター等の実施する講座で、個人の希望や学校の課題に応じて指定された者が受講する研修	
特別研修	国内外へ長期にわたり派遣される研修	教職員等中央研修講座 教員海外派遣事業 大学、研究所、民間企業等への長期派遣研修

C 子どもの成長や安全・健康を第一に考え、適切に行動できる教師をめざして

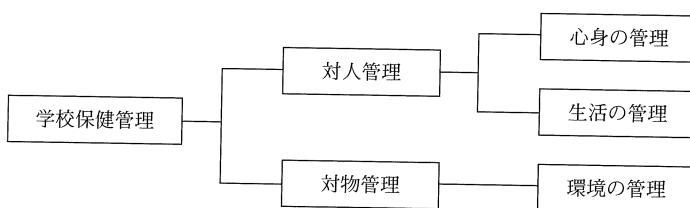
1 学校における保健管理

保健管理は、学校教育の目的を効果的に達成するため、生徒が健康な状態、快適な環境で教育を受けられるように保健に関して必要な条件整備を図ることである。

保健管理の目的は、学校保健法第1条に、「この法律は、学校における保健管理及び安全管理に関する必要な事項を定め、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。」と定められている。保健管理の活動は、健康診断の実施と事後措置、健康相談、学校伝染病の予防、学校環境衛生検査の実施と事後措置等で、これらの活動を通して、生徒及び教職員の健康の保持増進を図り、学校教育の目的を有効に達成するための手段として、大きな意義がある。活動は、学校教育のあらゆる場面で行われ、多岐多様で、活動に携わる人々も学校の全教職員、保護者、地域の関係機関と広範囲である。

そのためには、これらの活動を組織的、計画的、系統的に実施するには、「学校保健安全計画」（学校保健法第2条）を作成し、保健管理の内容を具体的に示し、教育課程に基づいた保健教育、保健管理、組織活動の調整を図ることが大切である。

学校における保健管理の内容を大別すると次のようになる。



(1) 心身の管理

① 健康診断

健康診断は、医学的面から個人及び集団の健康状態を把握し、評価とともに、発育発達や疾病異常の問題点を明確にするなど重要な意義がある。また、生徒が自らの発育発達や異常の有無を知り、健康の保持増進に対する意識を高め、健康な生活を送るための健康教育の一環としての意義もある。

○ 生徒の健康診断

生徒の健康診断の実施については、学校教育法第6条に「学校においては、毎学年定期に、幼児、児童、生徒又は学生の健康診断を行わなければならぬ。」と規定されている。生徒の健康診断の実施時期は、学校保健法施行規則第3条に「法第6条第1項の健康診断は、毎学年、6月30日までに行うものとする。」の規定を受け、毎学年6月30日までに行わなければならない。検査の項目は、同法施行規則第4条に規定され、

- | | |
|--------------------|-------------|
| ア 身長、体重、胸囲及び座高 | イ 栄養状況 |
| ウ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無 | エ 視力、色覚及び聴力 |
| オ 眼の疾病及び異常の有無 | ……… |

などである。

健康診断の結果については、学校保健法施行規則第7条に基づき、当該生徒及び保護者に通知するとともに、疾病的予防処置、治療の指示、学習・運動・作業の軽減等の適切な事後措置をとらなければならない。また、臨時の健康診断についても、学校保健法第6条第2項に「学校においては、必要があるときは、臨時に、幼児、児童、生徒又は学生の健康診断を行うものとする。」と規定され、伝染病や食中毒の発生したとき、校内駅伝大会の前、高等学校受験前等必要なときに必要な項目について実施するものである。

○ 職員の健康診断

職員の健康診断の実施時期は、生徒と同様に、毎学年6月30日までに行わなければならない。検査の項目は、同法施行規則第10条に規定され、

- | | |
|----------|------------------|
| ア 身長及び体重 | イ 視力及び聴力 |
| ウ 結核の有無 | エ 血圧 |
| オ 尿 | カ 胃の疾病及び異常の有無 …… |

などで、生徒の検査項目と異なっている。

② 健康相談

学校保健法第11条に「学校においては、幼児、児童、生徒又は学生の健康に関し、健康相談を行うものとする。」と規定されている。健康診断の結果や日常の健康観察等に基づいて、健康に異常がある生徒に対して、学校医、学校歯科医による健康相談を行い、健康の保持増進を図る必要がある。

③ 伝染病の予防

伝染病の予防は、保健教育を通して、その予防を図ることが学校保健法第12条に「校長は、伝染病にかかっており、かかっておる疑があり、又はかかるおそれのある幼児、児童、生徒又は学生があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」と規定され、また、同法第13条に「学校の設置者は、伝染病予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。」と定められている。

伝染病予防の緊急性や学校という集団生活の望ましい環境維持、伝染病にかかった本人の治療面から、学校医等の意見をよく聞き、校長が中学生の場合は、保護者に、高校生の場合は、本人に出席停止の理由や期間を明らかにし、指示するものである。

（2） 生活の管理

生徒の健康生活の実践状況の把握と指導は、その生徒の生活行動や基本的生活習慣の把握でもあり、保健指導や保健学習の指導にフィールドバックさせ、生徒の健康生活がより快適なものとなるような学校生活の管理も大切である。また、学習の能率を高め、生徒が楽しく学校生活を送ることができるよう日に課表の工夫や情緒的雰囲気の醸成などに配慮することも必要である。

(3) 環境の管理

① 環境衛生検査

生徒の心身の発達を促進し、生徒を疾病・障害から守り、健康を保持増進させ、学習能率の向上を図るため、学校環境衛生の維持・改善は、保健管理のなかで重要な分野である。

学校環境衛生検査は、学校保健法第2条に「学校においては、幼児、児童、生徒又は学生及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。」また、同法第3条に「学校においては、換気、採光、照明、及び保温を適切に行い、清潔を保つ等環境衛生の維持に努め、必要に応じてその改善を図らなければならない。」と規定されている。

環境衛生検査は、

- ア 每学年定期に行われなければならない定期検査
 - イ 必要があるときに行う臨時検査（同法施行規則第22条の2 第3項）
 - ウ 日常行われなければならない環境衛生検査（同法施行規則第22条の4）
- がある。

環境衛生検査の項目は、同法施行規則第22条の2に示され、

- ・飲料水及び水泳プールの水の水質並びに排水の状況
- ・水道及び水泳プール並びに学校給食用の施設及び設備の衛生状態並びに淨化消毒等のための設備の機能
- ・教室その他学校における採光及び照明
- ・教室その他学校における空気、暖房、換気方法及び騒音
- ・その他校長が必要と認める項目

である。

臨時検査は、地震、水害その他の災害、運動会、学芸会等の学校行事、公衆の集合等によって、不潔になった場合、その他何らかの事情で特定の環境衛生条件が悪くなった場合に行う。

日常の環境検査は、学校保健法施行規則第22条の4に「学校においては、前2条に定める措置をとるほか、常に、教室等の清潔等の保持に努めるとと

もに、換気、採光、照明及び保温並びに飲料水、学校給食用の食品及び器具、ごみ処理場、便所等の衛生管理を適切に行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。」と具体的に示されている。

② 事後措置

事後措置は、学校保健法施行規則第22条の3に「学校においては、前条の環境衛生検査を行ったときは、その結果に基づき、必要に応じ、施設及び設備の修繕等環境衛生の維持又は改善の措置を講じなければならない。」と定めている。

（4）組織体制の充実

健康観察、健康診断の実施と事後措置、学校環境衛生検査の実施と事後措置等の活動は、多岐にわたり、活動に携わる人々も学校の全教職員、保護者、地域の関係機関と多くの人に及ぶ。そのためには、校長をはじめ教職員の協力体制の確立、保護者・学校医・学校歯科医、学校薬剤師等の有機的な連携による組織的な活動が必要である。

学校が抱える保健に関する現代的課題として、性非行の問題、薬物等乱用の問題、いじめ・不登校や非常災害時の心の健康問題、エイズ等の性感染症やSARS等の新たな感染症の問題については、学校保健委員会を中心に家庭や地域社会と連携した多様な教育活動を推進していく必要がある。

2 学校における安全管理

安全管理とは、学校環境の不備や生徒の学校生活における行動の危険を早期に発見して、それらを速やかに除去とともに、事件・事故や災害が発生した場合は、適切な応急手当や安全措置ができる体制を確立して、生徒の安全確保を図ることである。

阪神・淡路大地震、中越地震などの多くの自然災害、衝撃的な大阪教育大学附属池田小学校の事件、登下校時の犯罪に巻き込まれる事件・交通事故、学校管理下の事故等から、生徒の安全を確保し、学校教育の円滑な運営を図ることは重要である。

そのために、学校保健法第2条「学校においては、幼児、児童、生徒又は学生及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。」及び同法第3条の2「学校においては、施設及び設備の点検を適切に行い、必要に応じて修繕する等危険を防止するための措置を講じ、安全な環境の維持を図らなければならない。」によって、学校環境の安全管理、学校生活の安全管理登下校時の安全管理及び事件・事故災害発生時の安全管理などについて、年間を通した学校保健安全計画を立て実施しなければならない。

(1) 学校環境の安全管理

① 定期の安全点検

学校保健法施行規則第22条の5「法第2条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期1回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行われなければならない。」と規定され、定期の安全点検は、施設や設備などについて、毎学期1回以上点検日を設け、計画的、組織的、系統的に実施しなければならない。

② 臨時の安全点検

同法施行規則第22条の5の第2項「学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。」と規定され、運動会（体育祭）、学芸会（文化祭）などの学校行事の事前事後、暴風雨、地震等の自然災害時には必要に応じて点検項目を設定し、適切に実施しなければならない。

③ 日常の安全点検

同法施行規則第22条の7「学校においては、前2条に定める措置をとるほか、常に、設備等の整理整とんに努めるとともに、危険物の除去等安全な環

境の維持に配慮しなければならない。」と規定され、生徒が最も多く活動すると思われる箇所については、毎授業日ごとに点検を行い、整理整頓、危険物の除去、来校者への対応等安全な環境の維持に努めなければならない。

（2）学校生活の安全管理

各教科等の学習時間（特に保健体育科、理科、技術・家庭科、美術科等の実験、実習、実技での事故）休憩時間（教員の目が及ばず、開放感からの事故）、清掃時間、クラブ活動、部活動、学校行事等全ての教育活動を対象として、生徒の行動によって起こる危険を早期に発見し、事件・事故を未然に防止するために行うものである。

（3）登下校の安全管理

登下校時の生徒の安全を確保するためには、生徒自身の自己管理が極めて重要であるが、地域の実情に即した道路や交通事情を配慮し、より安全な通学路を設定し、適切な安全管理の下に通学させることが重要である。

① 通学路の点検・整備……危険・要注意箇所の把握と周知

- ・人通りのない箇所
- ・死角となる箇所
- ・倉庫、空き家など人が身を隠しやすい箇所
- ・横断歩道・信号機のない交差点、遮断機のない踏切
- ・交通安全や犯罪防止のための設備等の設置
- ・情報交換

② 通学路の安全確保……家庭、地域、関係機関等との連携・協力した取り組み

- ・生徒一人一人の通学方法の把握
- ・部活動等で下校時間が遅くなった場合の下校方法の把握

- ③ 通学手段に応じた安全確保……徒歩及びバス、電車等交通機関利用による安全確保は、利用する交通機関の実情や天候に応じた管理
……自転車・バイク通学の安全確保は、通学利用のきまりの遵守、道路交通法等関連法規の遵守、車両の点検整備等についての管理

(4) 事件・事故災害発生時の安全管理

- ……校内での救急及び緊急連絡体制の確立
……遠足や集団宿泊時における救急及び緊急連絡体制の確立
……地震、火災、風水（雪）害時の安全措置体制及び通報連絡体制の確立
……事件・事故、災害時及びその後の心のケア

3 学校における危機管理

(1) 危機管理の必要性

危機管理とは、人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一事件・事故が、発生した場合には、被害を最小限度にするために適切かつ迅速に対応することである。

学校は、生徒が安心して学ぶことができる安全な場所でなければならない。しかし、授業や課外活動における不慮の生徒事故、食中毒、いじめ、問題行動、登下校時の生徒への犯罪行為・交通事故、学校内への不審者侵入、爆破・殺人・自殺予告、さらには地震などの自然災害、現在の学校は事件・事故そして災害といった、多くの危機に直面している。このような事件・事故から生徒を守るために、「学校の危機管理」の必要性が強く叫ばれている。危機管理について、よく理解し、迅速・的確な対応を行うことが大切である。

（2）危機管理の内容と対応

危機管理には、2つの側面があり、事前の危機管理（リスク・マネージメント）と事後の危機管理（クライシス・マネジメント）があり、事前の危機管理とは、事件・事故発生を極力未然に防ぐを中心とした危機管理であり、早期に危機を発見し、その危機を確実に除去することに重点がおかれる。

事後の危機管理とは、万が一、事件・事故が発生した場合に、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えること、さらにはその再発の防止と通常の生活の再開に向けた対策を講じることを中心とした危機管理である。

このために、危機管理の基本事項、教職員の役割分担、想定される事件・事故への対応、関係機関への連絡、保護者や地域住民への協力等を定めた「危機管理マニュアル」を作成し、校長を中心とした校内体制づくりが重要である。

① 日常の危機管理体制づくり

- ア 日常の様々な事態を校長に連絡・報告・相談・確認する体制づくり
- イ 起きた事態に対して、協力して対応する体制づくり
- ウ 日常から、他校での事故・事件を自校に当てはめて考える体制づくり
- エ 予知・予測の情報網が整備された体制づくり

② 緊急事態への対応

- ア 人命第一
 - ・生徒や教職員の安全を確保する。
- イ 事態に関する正確な情報収集及び情報の共有化
 - ・発生した事態の状況を速やかに多面的に収集し、要点を文章化し教職員で情報の共通理解をする。
- ウ 組織的な対応
 - ・事態に関する事実、学校としての対応や具体策を教職員に伝達徹底し、学校全体で組織的に対応できる体制づくりをつくる。

工 関係機関への連絡と説明

- ・保護者や教育委員会、関係機関、PTA 等への連絡や協議を行う。

才 事態解決に向けた対応

- ・全員で原因・要因の分析と対応の改善を行う。
- ・再発防止の手立てを講じる。

D 評価基準表（試案）

「教育実践演習（仮称）」の実施をより効果的にするとともに、教員養成における教育の質の維持・向上のために、評価基準（試案）の策定を試みた。先導的取り組みが行われている琉球大学、横浜国立大学等の評価基準を踏まえて、本学としての評価基準（試案）を策定した。今後は、共同研究者でさらなる検討を重ねたい。課題として、次のことがある。

- ① 評価者は誰か。
- ② 評価はどの段階、場面で実施するか。
- ③ 学校現場の視点の反映
- ④ 評価基準の妥当性

引用及び参考文献

文部科学省「学校における防犯教室等実践事例集」SOYINK 2006年3月

福岡県教育委員会「若い教師のための教育実践の手引き（平成20年度版）」誠文社 2008年3月

福岡県教育委員会「活力ある学校運営の手引」（平成4年改訂）1992年3月

財団法人日本保健会「保健主事の手引（改訂版）」ぎょうせい 2000年2月

評価基準表（試案）

	Insufficient	Sufficient	Very Good	Excellent
教育的愛情	生徒の発達段階や気持ちを考えた言動が不十分である。	生徒の気持ちや考えた言動ができる、親しみのある態度で生徒に接している。	生徒の気持ちを考えた言動ができる、公平かつ誠実であり、親しみのある態度で生徒に接している。	生徒一人一人に対しても、公平かつ誠実な態度で接し、個に応じた成長、発達を願う温かい心で接している。
責任感と使命感	教師としての自覚や目的意識を持ち、生徒の抱えている不安や悩みを理解することができない。	教師としての自覚や目的意識を持ち、生徒の抱えている不安や悩みを理解しようとしている。	教師としての自覚や目的意識を持ち、生徒の抱えている不安や悩みの解消の指導・助言をしている。	教師としての強い自覚や目的意識を持ち、生徒の不安や悩みの解消を行ない、生徒の個性の伸長を図っている。
生徒との信頼関係	生徒との関わりが不十分で、生徒との信頼関係を築くのに苦労している。	生徒によく関わり、適切な指導・助言を行い、生徒との信頼関係を築く努力をしている。	生徒とよく関わり、温かさと優しさを持ち、適切な指導・助言を行い、よりよい信頼関係を築く努力をしている。	生徒とよく関わり、温かさと優しさを持ち、適切な指導・助言を行い、望ましい信頼関係を築くよう常に努力をしている。
生徒理解	生徒の発達段階や生活環境を意識し、生徒一人一人の特徴等を把握することに開して不十分である。	生徒の発達段階や生活環境を意識し、生徒の何気ない表情や言葉から生徒一人一人のよさを把握しようとする。	生徒の発達段階や生活環境を意識し、生徒一人一人のよさを把握し、個に応じた指導・助言を行っている。	生徒の発達段階や生活環境を意識し、生徒一人一人のよさを把握し、個に応じた指導・助言を行っている。
生徒への働きかけ	生徒に対して、積極的に働きかけ、触れ合いの場をつくめる意欲が乏しく、対心が断続的である。	生徒に対して、触れ合う場を考え、対話を大切にし、良好な関係を築く努力をしている。	生徒と多くの場で触れ合い、楽しく対話ができ、良好な関係を築くことができる。	生徒と多くの場で触れ合い、生徒の可能性を最大限に伸ばす建設的な関係を築くことができる。
自己研鑽	自己の課題を認識せず、不足している知識や技能等を学ぼうとする意欲が不十分である。	自己の課題を認識し、不足している知識や技能等を学ぼうと努力している。	自己の課題を認識し、不足している知識や技能等を学ぼうとする意欲・姿勢十分である。	自己の課題を常に認識し、不足している知識や技能等を学び続けて、自己を高めようとしている。

2 社会性と対人関係能力に関する事項

A 社会性や対人関係能力の概念

社会性 sociality とは、「人間のパーソナリティを知的な側面、情緒的な側面というように、いくつかに分けて考える場合、他人とのコミュニケーション、集団への参加、社会生活への適応というような、aspect 様相をさしている。」⁽¹⁾また、対人関係 interpersonal relation は、「社会あるいは集団の中における個人と個人との間の心理学的関係をいう。似た用語に、人間関係 human relations があるが、普通は、同じ意味に用いられる。特に区別する場合には、対人関係では、個人の側に力点がおかれる臨床心理学、発達心理学で性格形成等に用いられるのに対して、人間関係論ではその関係に力点がおかれ、産業心理、経営学分野で能率改善などと関連して用いられる。」⁽²⁾

教育への情熱を持ち、志した教員自身の personality がこれまでのさまざまな経験等を経ながら発達し、形成され、現在もちあわせている、パーソナリティの個人としての資質及び児童・生徒の教育にあたる職業人・職場人としての能力、適性、技量、技能等を備えた資質能力を含む、個人的特性の複合体としての職業適合性（論）に立って、教員としてふさわしい総合的な人間力⁽³⁾（豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法をはじめ、対人間関係能力など）について述べたい。

（1） 教師自身のパーソナリティ personality—対人関係をつくる〔基本1〕

日常生活の中で、私たちが、他者と出会い、その人を感じる手がかりは、主に外見・容姿・行動・動作、語ることば・内容である。人の行動や動作は、外側から見る（観察）ことにより、また、人がどのような意味づけをしているか、どのような体験をしているか、どのような心の動きなのかは、その人が語る内容から判断される場合が多い。

教員は、多くの生徒や、学校内外の人々に接している。相手からどのように感じられているかは、教員の personality 如何にかかっている。

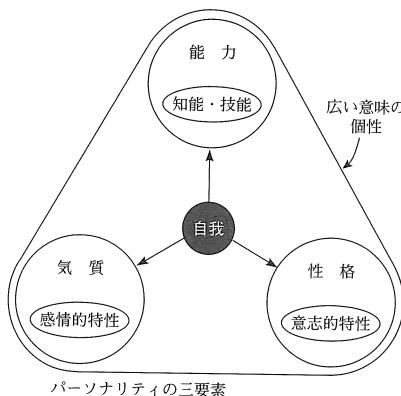
有名な、オールポート、G.W.は「パーソナリティは、個人内にあって、その人の特徴的な行動と思考とを想定するような、精神的・身体的組織の力

動的な体制である」⁽⁴⁾と定義している。

この personality は、能力（知能・技能）、性格（意志的特性）、気質（感情的特性）から形成され、図 1 に示す広い意味の個性 individuality で他から区別しての個人の独自性をさす。そして、personality は、個人の行動に統一性をあたえる物としての意味があり、人格と訳されることもある。これに対して、性格（意志的特性）

が他人との違いを強調するとき、その人の性格 character と同義に用いられる⁽⁵⁾。

図 1 パーソナリティの形成



パーソナリティの三要素

演習題 教員の志望者・教員を経験している者として、自分自身の personality の能力・性格・気質の面から、教員としてどうであるかを述べなさい。

〈参考・発展学習〉

1. personality の定義は、いろいろな人のものがあるが、ここでは、オールポートの定義のみをあげている。
2. 教育の場では、人格、性格という言い方で論ずることが多い。例えば、特性は、人格の基本的単位であり、協調性、情緒安定性といった個々の特性は、そのような一定の仕方で行動する傾向を示しているとする特性論、内向型、外向型といったユング（Jung, C.G.）の類型論、追従型、攻撃型、離反型の三つを考えるホーナイ（Horney, K.）の類型論等がある。
3. 人格構造の「意識、前意識、無意識の三層」や防衛機制などの概念がある。フロイト（Freud, A.）の精神分析療法、ロジャース（Rogers, C.R.）

の非指示的療法・カウンセリング等々生徒理解、相談に關することについて
ては、發展學習にゆづりたい。

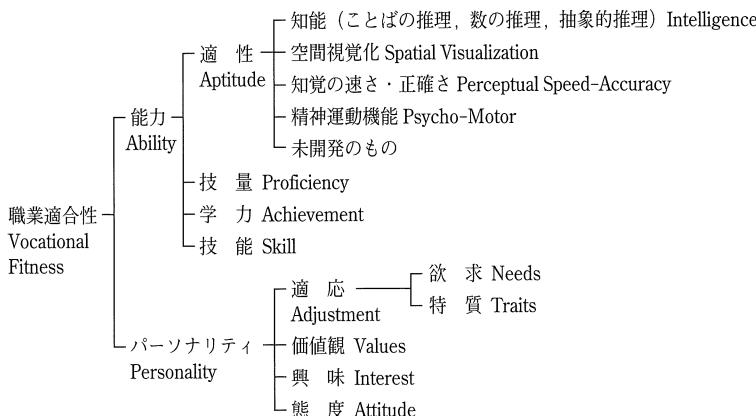
(2) 職業適合性の觀点からの教員の資質能力—対人關係をつくる〔基本2〕

新しい職業に対する適性觀にスーパー⁽⁶⁾ (Super, D.E.) が図2に示す職業
適合性 Vocational Fitness の考え方がある。彼は、狭い意味での能力的な適性
だけでなく、適合性の要因を能力的要因と非能力的要因 (Personality を含む) を加味して、総合的に考えようとするものである。

ここで注目したいのは、適性能力に未開発のものも規定している点である。
即ち、適性能力は、訓練を受けたり、経験した場合の、将来の仕事の達成に
ついての能力の可能性を意味している。

適性をこのように個人的特性の複合性としてとらえる傾向は、標準化され
た適性検査にみることができる。

図2 スーパーの職業適性



さて、教員としての、職業適性は、大学での教職課程での學習・教育実習、
職場体験（インターンシップを含む）などの教員の職業的社会化での初期に
あたる、予期的社会化（将来、教員につきたいときに、そこで期待される役
割を予想して行われる社会化のことをいう。）⁽⁷⁾を充分に図ることが重要であ

る。この意味において、教職実践演習の内容と大学教員の指導力量が問われる。

演習題 （1） 標準化された、性格検査、適性検査を受けてみよう。

（2） 図2を参考にして、自分のすぐれているところ、努力すべきところをあげてみよう。

（3） 教員の職業的社會化とその成熟－教師の成長・対人関係をつくる〔基本3〕

教員の資質は、教育の場で發揮され、児童・生徒の能力伸長を促すものでなくてはならないし、教育行為に必要とされる能力をさす。この能力に関する構成要因については、これまでにも研究され、検討されてきた。岸本幸次郎氏らは、「経営能力」「教授展開能力」「生徒指導能力」「生徒把握能力」「人格性」をあげ⁽⁸⁾、片岡氏は、「この資質向上は、教師の個人的努力、熱意、適性だけで達成されるとはいえない」として、「教師集団の行動様式」「学校のおかれている社会的背景」「校内研修・学校全体での研究」への取り組みといった要因をあげ、教員の資質の形成について指摘している⁽⁹⁾。

さて、一人前の教員という、職業人となりいく（人間形成＝教師形成）過程を解明するのが、教員としての、職業的社會化研究の重要な課題である。

この課題は、教育行為にあるべき資質能力をいかにして教員に身につけるか。今度の中央教育審議会の答申にもある如く、この章がねらうべき「社会性や人間関係づくり」に触れるところが多い。上記「」の要因外に「進路指導・キャリア教育」「心の教育＝道徳教育」など加えて別項で論じたい。

教員の対人関係の実践場面・機会における在り方については、後述するが、教員の成長という面から述べておきたい。

① ただ単に教師になりたい、教員免許を取得したい、教師の職業的地位につきたいというだけでなく、「一人前の教師になりたい、専門的職業人として教師になりたいといった、教師としての identity 形成が中心問題である。」⁽¹⁰⁾と専門家はいっている。

- ② 教員の職業的社会化は、大学等においての、就職前の予期的社会化から継続して、就職後の研修等において形成される。レイシー（Lacey, C）は、新任期の「教師の社会化」研究で知られるが、就職前に形成された、理想的な教師の役割が、職業体験を通じて現実面に即した教師の役割へと変容しながら教師は成長していく。」⁽¹¹⁾と述べている。
- ③ 「教師の職務は、子どもとの人格的なふれ合いの上に成り立っています。」（平成16年版若い教師のための教育実践の手引 福岡県教育委員会）とのべ、同県では、次の図3に示す研修実施体系により教員としての成長、専門性を高める研修を行っている。

演習題 これまでに出会った教師の中で、教育にあたる教師としてすばらしいと思った面をあげ、自分は、どのようにあるべきか、どのように成長すべきかをのべてみよう。それをもとに皆さんと討議しよう。

(4) 対人関係、日常的コミュニケーションー対人関係をつくる〔基本4〕

① 対人関係の形成と対人認知

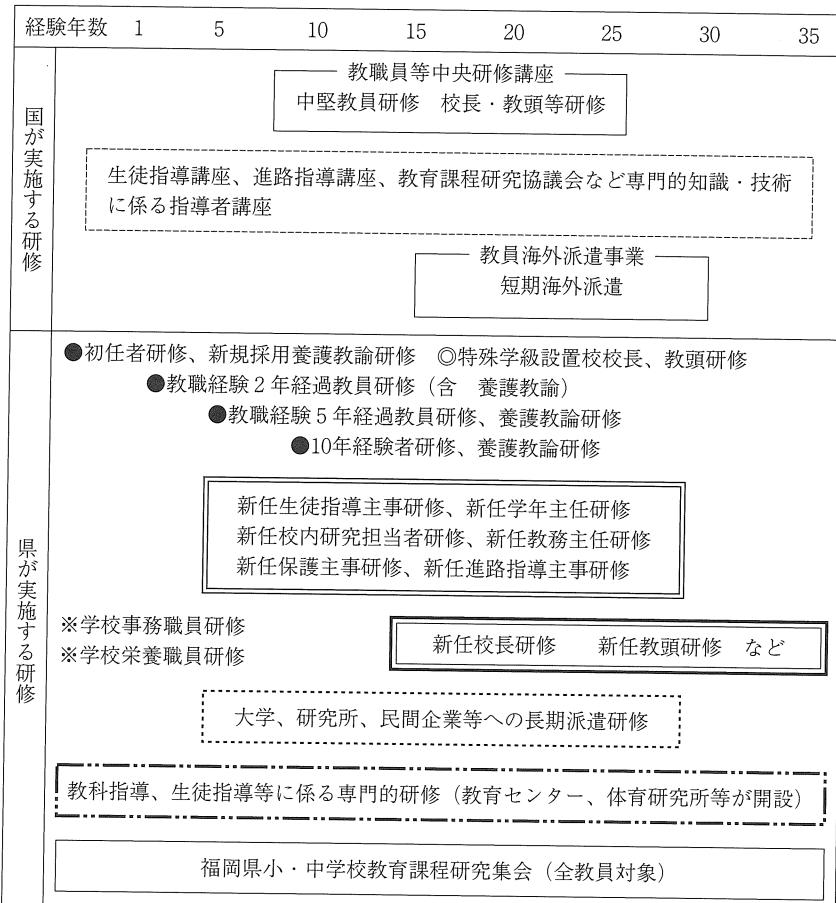
対人関係を人と人との結びつきとし、その発生を考えると、乳児の母親への結びつきが最初で、さらに、その後に周囲の人々との人間関係がどのように芽生えるかが課題である。この芽生えこそが交友関係となり、遊びは、生活そのものとなる。そして、子どもは社会化していく。この社会化は、人間の一生を通じてなされ、よりよく生きる存在としての学習と適応の過程である。

② パーソナリティ認知の相互性ー〔人は対人関係の中で状況に応じながら、能動的に自己を表出し、また、他者もその理解を深めようとする。〕⁽¹²⁾

教員が生徒と対する際、その場の状況に応じて生徒の前に表出されるものが、他者をも能動化させ、生徒側の表出を促すことができる。

図3 【教員研修の実施体系】

計 画 研 修	基本研修	経験年数及び職務に応じて該当者全員が受講すべき必修の研修
	課題研修	その時々の教育課題に基づいて実施する研修（指定された者）
	専門研修	教育センター等の準備する講座等で、個人の希望や学校の課題に応じて指定された者が受講する研修
	特別研修	国内外へ長期にわたって派遣される研修



その他、市町村教育委員会が実施する研修、教育研究団体、グループが実施する研修があります。研修目的を明確にして進んで、受講するようにしましょう。

授業場面及びその他教育活動の場面で、児童・生徒をはじめ対人関係の場が多い故に教員の表出に配慮する課題がある。

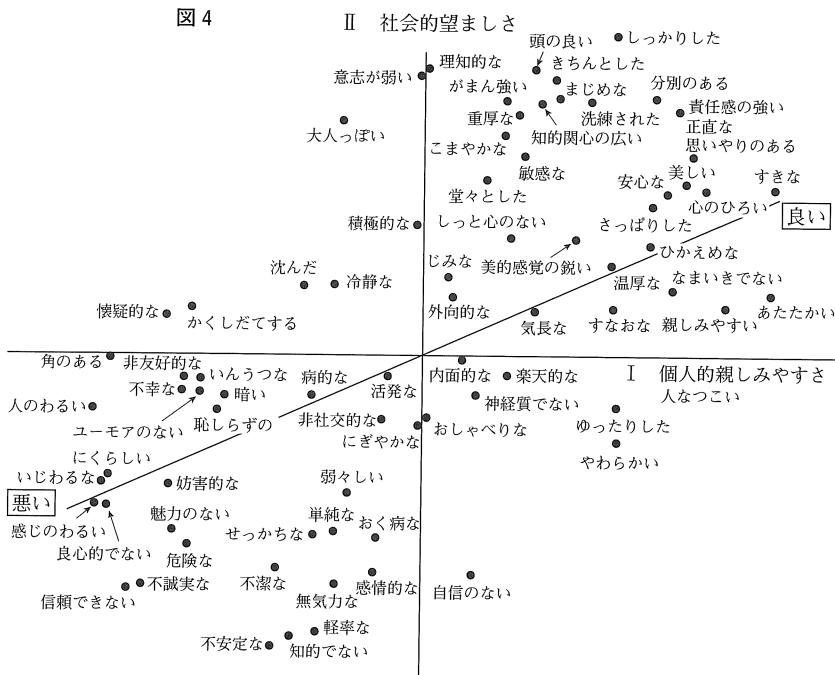
対人行動心理学では、対する相手により好ましい印象を与えることに心をくだくもので、次の研究があげられている。相手に与える自己の印象を統制するために、意図的に振舞うことを印象管理（impression management）といい、Janes (1964) によると、「自分の長所を強調する」「相手を誉めるお世辞」「相手の言うことや考えることへの同調」⁽¹³⁾があり、誰でも経験あることで、相手側にはどう受け入れ認知されているかは、相手の表情、ことば等の表出の姿、内容で判断している。

こうした対人関係のようすは、関わる人の個人差もあり、認知の相互性という立場から考えさせられるところである。念のために、これに関する「個人的親しみやすさの次元・社会的望ましさの次元の意味内容」（林、1978）等の研究があるが、この面の詳細と教師の対応については、今後の研究課題にしたい。

ここでは、次の点のみ述べておきたい。林、1978によると、「個人的親しみやすさでは、あたたかさ、温厚さ、やさしさ、とりつきやすさ（親近性）愛想のよさ、人なつっこさ、魅力性、明朗さ等を」また、「社会的望ましさでは、誠実性、道徳性、良心性、理知性、信頼性、堅実性、細心性等」⁽¹⁴⁾をあげている。

いくらかでも、生徒をはじめ、人との対応を経験した人は、うなづけることで、特に、教員にとっては、留意すべきところである。

図 4



演習題 地球温暖化で感ずることをみんなに説明し、どのように感じられたか、pasonality 認知の相互性について討議しよう。

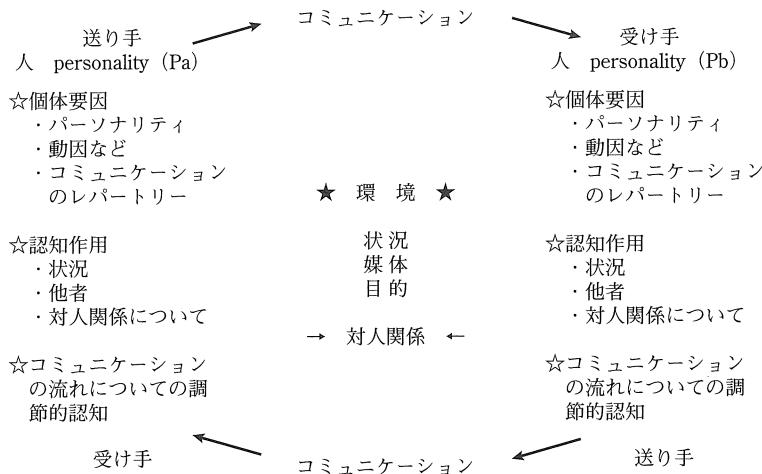
(5) 対人 communication—教員の communication 能力—対人関係 [基本 5]

対人的コミュニケーションを構成する要因は、広義には送り手・受け手の個体要因（対しあう人のパーソナリティ、動因・動機、いつでも人に対して示せるように用意しているもの即ちレパートリー）とコミュニケーションを行う状況の要因とに分けられる。

対する相手どうしが、その人の状況等を認知しながら、また、言葉等による意思・考えなどの伝達の流れを感じながら、行われ、環境及び相互の対人関係のなかで、図⁽¹⁵⁾のように、相互の対人的コミュニケーションが行われる。

ことばなど音声手段のみで顔面表情が認知できない電話、ケータイ等の場合（いわゆる非対面場面）では直接の対面の場合より一段と配慮が求められる。

図5 対人的コミュニケーション過程の構成図



コミュニケーションでは、対する相手が、伝える側の送り手、それを受け手、受け手ということばが用いられるが、同じ内容のコミュニケーションでも、誰が、どのように伝えるかによって、受け手の態度に及ぼす効果は異なる。

送り手としては、対人魅力、信憑性、その人なりのコミュニケーション・スキル（声の調子、話し方、そのスピードなど）また、一面的メッセージ（唱導する立場の内容のみの提示）、両面的メッセージ（それに加えて反対の意も含めての提示）あるいは、それらのメッセージのくり返し等々が効果上に影響するものである。

対人間には、相手との関係に応じて、適当な距離をとって相互作用を行っているということである。親しい関係ではその距離が短く、上司に会うときのように緊張するような人にはあまり近づきすぎないようにしている。この

ような対人距離のとり方は、相手との親密度に応じ、相手との関係により伸縮自在で、当人の動きに伴って移動する portable な personal space が、また、集団の場合の状況でも集団間に、一定の距離が保たれる傾向がある social space がある⁽¹⁶⁾。

教員としては、上記のことがらなどをふまえて、自己の持つ personality、個性的な特性と対する相手の personality、態度の機能（欲求と防衛機制）さらには、対個人、対グループ、対集団、性別、文化差等との場・状況に応じた communicator になれるだけの努力がなされているか、あるいは、なれていた（カウンセラー取得者）としても成果をあげるだけの、自己を研く努力をし、この面の能力を高めるかの課題がある。

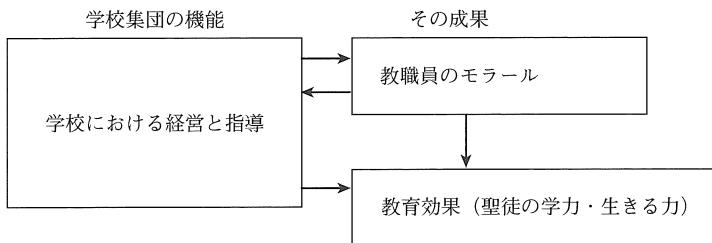
人の personality は、人間社会のなかで、社会化しながら、形成されていく。これから社会は、現在よりはるかに速いスピードで進展、変貌をとげる。言うまでもなく、personality 認知の相互性を基盤においた、対人的コミュニケーションが成り立つための場・状況等もかわっていく。これからの、教員としての実践力を期待して、以下、校内外での連携の在り方についてのべていきたい。

- | | |
|-----|---|
| 演習題 | <p>(1) 人の対話の場を考え、相手の立場・望み・考え等をどの程度感じて話したか、成功例や不成功例について討議しよう。</p> <p>(2) 対人コミュニケーションについての自分の努力すべきことについて考えよう。（レポート）</p> |
|-----|---|

B 学び合う学校の機能と組織・校務分掌

「教員としての本来の職務執行にあたっては、学校での学び合いや支え合い、協働する力が重要である。昨今、学校が一つの組織体であるという教員の認識の希薄から、学びの共同体としての学校の機能（同僚性）が十分に發揮されていない」（中央教育審議会報告書 P 6）という指摘がなされている。

図6 学校集団の機能とその成果（片岡徳雄による）



Morale は、目的に対する「やる気」で、教員の仕事に対する意欲、自らの資質向上への意欲といった教員のモラールが、学校教育の成果に深く関連する。

こうした学校集団の機能とモラールに関することについては、これまで実証的な調査研究がなされてきた。ある調査結果から次のような知見が得られている。「①管理職の地位にある校長・教頭の専門的指導力、②校長・教頭の協力および教頭の調整力、③職員会議の運営に関わる諸要因（職員会議の重要視と発言等）、④研究関係で、学校の共通的研究への積極的な参加、管下内研修へ参加しやすいこと。これらは学校の教員のモラール向上にきわめて重要な、経営要因である。こうしたとき、その学校の教育効果は高く、その学校での継続勤務意志も高いことが実証されている。」⁽¹⁷⁾

※上記の片岡徳雄氏の著書を本学のテキストとして用いた学生の反応及び現場教師への指導の際の反応としては、学びの共同体としての学校の機能（同僚性）と教師自身の在り方への理解は得られても教師のモラール高揚には、具体的な指導の領域、指導場面、教師の姿勢と指導の評価、共同研究の成果等を通して実践的に指導する必要を強く感じた。中でも特に、職場にある立場（校務分掌）での役割と責任、執務の在り方等きめ細かな個別指導・援助の要を感じるところである。

今後の課題としては、たとえば

- ① 上記の校務分掌を中心に、自己の役割と責任についての自覚を深める具

体の方策、マネージメント・マインドの形成方策

- ② 教科、道徳、特活、総合的な学習等の指導の成果をあげるには、指導計画（P）、その実践（D）、評価（S）について校長はじめ各教師、部会（例、教科部会、学年部会等）とどのように関わり対応し、役割を發揮できるのかの具体策
- ③ 校内研究テーマはじめ、部研修会での研修、協議への積極的参加と対応の在り方
- ④ 学校外では、地域、地区の管下研修会参加、保護者、地域の人々、関係機関の方々への対応、連携

等々によりすぐれた他校、他教師の実践例を活用する実践演習の具体的方策の検討がある。

〔教員相互の連携による生徒理解〕－学校集団の機能を生かす－

（生徒指導の機能（分野）をとりあげた例の試案）

計画・準備（P）

- 日常生活、学校生活及び授業を通して生徒理解についての共通理解ができ、指導体制の中で役割と責任を果す意志は十分か
- 学校教育目標、学年目標や生徒の実態を基にした具体的な指導計画が明確になっているか
- 学校全体の生徒指導体制（生徒指導全体計画）の中での自分の果すべき役割は、十分理解されているか
- 生徒個々の実態が把握できる、個人資料の収集について
 - イ. 観察による方法の意義について共通理解がなされているか
 - ロ. 検査・調査による方法が理解され、その計画があるか
 - ハ. 面接・相談の大切さが共通理解され、その計画はあるか
- ニ. 生徒の諸記録（作文、ノート、自己分析票、指導要録等）は、大切にされているか
- TTでの授業等、複数の教師が行う教育活動は計画されているか

- 生徒の調査資料・データー等教師集団で分析・討議がなされ、指導計画に生かされるようになっているか
- 面接やソシオメトリックテストなど得られた結果の秘密性は十分に守られ、保管されているか

実践 (D)

- 教師集団の中に、めざす教育像・生徒像の実現のための高い志気が持続されているか
- 教師集団の中での、リーダーシップがとられているもとで、他教師との相談、協議がおこなわれているか
- 校内教師が協働して個々の生徒の伸長を見届けているか
- 生徒のよさや変化など継続して記録され、役立てられているか
- 作成された指導計画に基づいて指導がなされているか
- 職員全体に個々の指導計画の状況がわかり、協力体制のもとに行われているか
- 定期的に指導計画の実践と計画の見直しが行われているか

評価 (S)

- 指導計画に基づいて行われたか
- 教師相互の連携による研修・協議は、生徒理解・伸長にどの程度役に立ったか
- 生徒観察、面接、検査・調査、作文・その他による生徒理解は十分にできたか
- 検査・調査など信頼性や妥当性あるものだったか
- 生徒理解を通して生徒と教師の人間関係は深まったか
- 生徒指導計画は適切だったか、見直し改善することは。
- 教師集団の協力体制はどうであったか、改善することは。
- 情報交換のための話し合いなどはうまく機能したか

機能的な校務分掌

演習題 調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組を整えることである。機能化していくための校務分掌の在り方を明らかにする。

① 校務分掌の意義

校務分掌とは、校長の職務権限によって所属職員に校務を分担させることであり、校務を分担させるための内部組織が校務分掌と言われるものである。校務分掌組織が十分に機能するか否かが、学校の教育目標の具現化を図るための最大のキーポイントになる。そのため法令でも、学校教育法施行規則第43条に「小学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組を整えるものとする。」（中学校準用規定・同法第79条）と定め、学校における教育活動が円滑に展開され、調和のとれた学校運営がなされることをめざしている。

ところで、校長が所属職員に校務を分掌させることは、校長の所属職員に対する職務上の命令である。地方公務員法第32条「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条「服務の監督」及び学校教育法第37条「校長・教頭・教諭その他の職員」（中学校準用規定・同法第49条）の規定並びに学校管理規則などによってこのことは明白である。また、校務を分掌させる権限は管理運営事項であることも十分に承知していなければならない。

② 校務分掌に関する学校の実態と問題点

校務分掌の仕組みやとらえ方についての県下の学校の実態は、必ずしも満足すべき状況にあるとはいえない。単層的な構造、教務主任や各主任が機能しえない位置にある組織、能率化・効率化の視点が欠けている運営方法等、様々な問題が指摘される。特に、「校務」についての歪曲的解釈がなされ、校務分掌は単なる事務分割こすぎないと考えて組織し、運営されている実態があることは看過できない。

校務については、法令上明文化された定義がないことから多様に解釈され、論争の具になってきた経緯がある。その中には、校務を狭義に解釈し、校務分掌を直接的な教育活動以外の事務的な仕事のみの分掌だとする主張もあった。

しかし、現在では、教育活動は校務に含むという解釈が定着しており、校務とは、あくまでも学校の教育目標を達成するために必要な仕事である。したがって、教師のつかさどる教育指導のみでなく、養護教諭のつかさどる養護、事務職員が行う事務等も校務なのであり、校務分掌はそのための組織である。それ故に、当然直接的な教育活動としての教科・道徳・特別活動及び総合的な学習、学年・学級経営は、分掌組織の中核として明確に位置付けられなければならない。

③ 望ましい校務分掌組織

運営組織として機能する校務分掌を編成するためには、設定された学校の教育目標を分析することから出発し、目標を実現するためにどのような組織を組み立てるかを第一義に考えなければならない。また、学校規模の大小、職員構成等によって異なった組織編成が考えられる。これらの要件を十分に考慮して生かすところに各学校の分掌組織についての創意工夫の余地が生じてくる。なお、校務分掌組織編成上、一般的に留意すべき事項や基本的な組織形態として次のようなことが考えられよう。

まず、組織編成上の留意点として

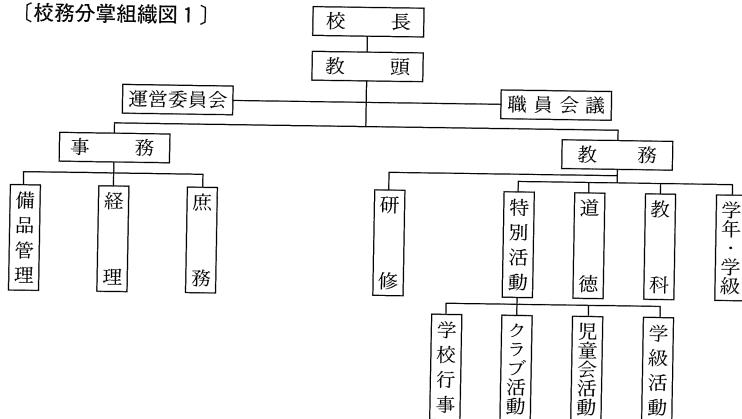
- ・学校規模の大小によって異なるが、校務の内容をできるだけ分類整理し組織化する。
- ・各係相互の関連を重視し、連絡・調整等が円滑に行われるよう、有機的に作用する組織にする。
- ・教務主任や主幹教諭、各主任等の役割分担を十分に配慮するとともにその責任と権限が明確になるような重層化された組織にする。
- ・事務能率向上の組織から教育指導中心の組織にする。

等を挙げることができよう。

次に、校務分掌組織を構造図化した場合、その形態は多様で一定の形があるわけではない。しかし、基本的に共通する構成要素があり、それらをまとめると、いくつかの形態に分類することができる。県下の各学校の分掌組織図に共通したものを組織図の全体像としてとらえた場合、「教育指導組織」「研修組織」「事務組織」に大別される。組織図としては、研修組織を教育指導組織に組み入れた図1、三つの組織をそのまま生かした図2等が基本的な組織図としてモデル化できる。

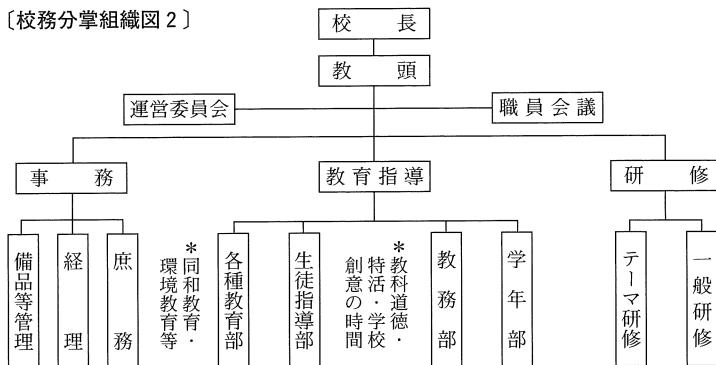
組織編成上の配慮事項としては、教務主任や主幹教諭、各主任の職務内容から見た組織を考えること。また、父母教師会等の外部団体や校内相互組織としての厚生・会計係をどのように位置付けるかという問題がある。学校としては何らかの対応をしなければならない分野であるため分掌のライン上に組み入れているケースが一部に見られる。分掌組織は学校が教育目標を達成するために必要とされる教育活動である校務を所属職員が分担する仕組であり、且つ校長の校務掌理権の及ぶ範囲に限定されるものであるのでこれらの内容を校務分掌に位置付けるのは適切ではなく、枠外に位置付けるべきである。

〔校務分掌組織図1〕



※平成20年度より副校長、主幹教諭等がいくつかの学校に設置され、その学校では、適切な位置に表示される。

〔校務分掌組織図 2〕



④ 効率的な校務分掌の運営

学校における実践的な発想としては、教職員の一部にはこれまで述べてきた組織論よりも運営論に重点を置くべきだという心情を持っている。事実、校務分掌組織をどんなに理想的に組み立てたとしても、その運営が適切に行われなければ意味がない。組織図の上では機能的に見えても、実際の運営ではつまずきが多く、組織と実働との間にズレが見られるのでは学校経営上困るし、誰よりも分掌担当者がとまどってしまう。そこで、このようなことのないよう十分な配慮が必要である。

配慮すべき事項として

- ・全職員が校務分掌組織の全体像及び各係担当者を知っておくこと。
全体像が各担当者が誰であるかを全職員が把握することにより運営を円滑にすすめることができる。
- ・各個人の担当職務内容及びその範囲を明らかにしておくこと。
自分の仕事の内容や範囲が把握できていれば職責を十分に果たすことができるようになる。そのためには具体的には年度当初に校務分掌組織編成時にあわせて各担当者の具体的業務内容一覧を作成し提示することが考えられる。
- ・適材適所主義及び職能成長等を考慮した学校経営上の観点から配置すること。

自分の希望する部署を担当すれば意欲もわくし、遂行能率も上がる。しかし、経営上の観点や職能成長を考えた場合、必要ならば本人の希望を押さえても組織全体の運営に支障をきたすことのないような配置をしなければならない。ただし、希望どおりいかなかった教職員に対しては、その理由や考えを説明して納得させが必要である。どうしても当事者が同意しない場合は、このことは職務命令であること認識させることが必要である。

・情報・連絡・調整の体系の明確化を考えておくこと。

上位組織と下位組織、各部門間、同部門内での情報交換、各種の連絡・調整のための回路の体系化を考えておかなければ組織は機能しなくなる⁽¹⁸⁾。

C 保護者との連携

学校がその教育効果を發揮していくためには、家庭、地域社会との連携が重要になってくる。特に家庭との連携は・教師が保護者との間に教育についての正しい認識と共通の理解のもとに子どもの健全な成長を願う上で大事なことである。

そのためには・教師は学校、学年及び学級の必要な情報（学習・行動・性格・交友・健康等）を提供し、理解と協力を求めるとともに、それぞれの保護者の学校教育に対する願い等を聞き、教師と保護者が連携して子どもの指導に当たっていくことが必要である。

（1）学級担任と保護者との連絡・協力

① 家庭連絡の内容

・教育方針的なもの ・行事的なもの ・子どもの様子を知らせるもの ・家庭から情報を得るもの	学校・学年・学級等の教育目標・指導方針・指導計画など 学校・学年・学級行事、児童・生徒会行事、クラブ・部活動、PTA 行事など 学習状況、学校生活の状況、健康状態、クラブ・部活動状況など 家庭環境、家庭での生活状況、家庭における交友関係など (個人のプライバシーや守秘事項には慎重な配慮が必要)
--	---

② 保護者との連絡の場と方法

保護者会、授業参観、家庭訪問、PTA行事等の機会をとらえて直接面談して行うものや、学校・学年・学級通信等のように文書で行うものがある。これらの連絡は定期的に行うものと随時に行うものがある。

毎日の連絡には個人連絡帳・学習日誌等があり、口頭伝達として、子どもから保護者へ伝えてもらう方法がある。

緊急を要するときや家庭からの連絡を得るときは、電話がよく使われる。

③ 家庭との連絡の留意点

ア 文書類は校長の許可を得てから印刷、発行すること。

イ 文書は要点を分かりやすく、誤字、脱字がないように気をつけること。

ウ 記録は必ず残しておくこと。

エ 保護者の立場を考え、誠意ある言葉づかいに心掛けること。

オ 内容によっては自分だけの判断で事を運ばず、同学年の教師や学年主任、教頭に相談して連絡の内容や方法について指導を受けること。

カ 個人のプライバシーに関することについては、特に慎重を期すること。

(2) 保護者会と授業参観

保護者会は、学級懇談会という名称でよばれることがある。また、開かれた学校ということから、広く地域の方々や保護者に参加していただく日曜参観日などを設定している学校もある。

保護者会と授業参観はセットで行われることが多く、授業参観の後に保護者との懇談がもたれるのが一般的である。懇談の形態としては、学年で行う学年懇談会、学級を単位とする学級懇談会があり、又、保護者と個別に懇談する個人懇談がある。

保護者会や授業参観は、保護者に学校、学年及び学級の教育方針、子どもの様子について知ってもらうよい機会である。保護者は、保護者会や授業参観を通して、家庭や地域と学校におけるわが子を見つめることによって、家庭では気づかなかった一面を知り、子どものよさや可能性を生かし、よりよい成長への契機とすることができます。

① 学級懇談会

学級担任は、学校、学年、学級の教育目標実現のため、全教職員と連携を図ることはもちろん、家庭や地域とめ連携を図って相互理解の基に協力し合っていくことが大切である。そのために、学級懇談会は毎日接している子どもの保護者と学級担任という、密接なつながりを持った者同士の話し合いの場である。それだけに本音で教育を語り合うことが基本でなければならぬ。おたがいの悩みや願いをじっくり話し合い、それを通してよりよい教育活動に結び付けたいものである。

ア 事前の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・案内状は全校または学年で出すことが多いのですが、保護者の関心が得られるよう工夫することが必要です。また、案内状は少なくとも1週間前までに出すようにする。 ・アンケート等によって保護者の関心事をつかんでおく。(発達段階で懇談の内容を配慮) ・子どもの作文、日誌、班ノート、日記などから、学習面、生活面の具体的な話題を準備しておくようにする。
イ 話し合いの留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・学年、学級での学習や生活の様子や保護者の関心事を協議議題にとりあげるようにし、協力や相互理解が得られるような有効な場として、適切な会の運営をする。 ・具体的な話題、例えば子どもの遊び、家庭学習の進め方、夏休みの過ごし方など、すべての保護者に関係があるものを取りあげる。 ・授業参観と組み合わせて学習内容を紹介するとよい。 ・発言者や話題が偏らないように注意する。 ・受容、共感的な態度で聞くようにする。 ・学級や担任への要望を素直に聞くようにする。 ・事前に打合せをして、司会を保護者に任せることもよい方法です。 ・個人に関する資料等は、十分配慮すること。
ウ 個人懇談	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた時間内に多くの保護者と懇談しなければならないので、日時をあらかじめ割り振って無理のない計画を立てることが必要である。 ・一人一人の子どもの学習状況、生活態度、健康状態などについての資料をまとめておくことが必要である。 ・学業成績の話ばかりでなく生活全般についての話し合いが必要である。 ・進路についての話し合いも個人懇談の場にしたい。 ・子どもについての情報交換の場にしたい。 ・話をよく聞くようにつとめることが大切である。

② 授業参観

授業参観は、保護者に授業を公開するというだけでなく、教育に対する保護者の認識を広め、深めていくねらいを持っている。授業を通して、学校の教育目標や教育方針を保護者に正しく理解してもらったり、学級担任の指導方針、教科のねらいや内容を具体的によく理解してもらったりすることが大事である。また、わが子がどんな学び方をしているのか、学習活動にどのように参加しているかを、見てもらうこともできる。本来、授業参観は、保護者にとって魅力のあるものであるはずである。懇談会だけを聞いても、あまり多くの保護者の出席が得られず、授業参観と一緒にすれば、多くの保護者の参加が得られることからもそのことがよくわかる。できるだけ多くの保護者が参加しやすいように、時期、日時、もち方等も配慮したり、簡単な授業案を提示し授業の観点を示す工夫をしたりすることも大切である。

ア 授業参観の連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習する教科名やその内容を事前に知らせ、学習の流れが参加者にわかるように簡単に指導事項を準備しておくような気配りが大切。 ・ 早めに案内状を出す。
イ 授業参観の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教室環境を整える。 ・ 教室の壁面を利用して、学習の過程や内容がわかるようにしておくこと。 ・ 子どもの作品の展示に当たっては、すべての子どもの作品を展示することが望ましい。 ・ 作品には教師からの称賛などのことばを添えておくこと。 ・ 揭示物が整然と美しく展示されるよう、日頃から環境整備が必要である。
ウ 授業参観の実施について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業参観は、授業中のわが子の活動のようすを参観して子どもの成長、発達を家庭とは違った環境のなかで確かめることは子どもを理解する上で、極めて大切である。 ・ 学級の友だち、学級の様子、さらには、教師の指導ぶりも知り、学年学級経営の意図を理解してもらう場でもある。 ・ こうした保護者の期待や願いをくみとつて、子どもの望ましい成長、発達を援助する貴重な機会であることを自覚して望むことが大切である。 ・ 分かりやすく活気のある授業を展開する。 ・ 簡単な指導案を配布することで授業の内容や流れを知ってもらうことができる。

（3）家庭訪問

教師と保護者の間に確かな協力関係をつくっていくことや、家庭における子どもの実態をとらえるためにも、また、個々の保護者の教育に対する願いを把握するためにも家庭訪問は重要な役割を持っている。したがって、家庭訪問による正しい理解から適切な指導が生まれるという観点に立って、実施することが大切である。

家庭訪問は学校で知ることのできない子どもの家庭での様子、保護者の考え方を知るよい機会である。子どもたちの家庭そのものはもちろんのこと、家の周りの様子をはじめ、その地域に住んでいる人たちの様子なども知ることが大事である。そのことによって保護者の心を開かせるための共通の話題を得ることができる。

家庭訪問は学校行事の一つとして、4・5月頃や夏季休業中に行われることが多いが、決められた時間以外に家庭訪問をする必要が生じてくる場合が多い。このような家庭訪問もおろそかにしてはならない。

① 事前の準備

ア 事前準備	<ul style="list-style-type: none">・学校全体として実施計画が各家庭に配布されますが、それとは別に、学級ごとに工夫して案内状を作ること。・訪問日時は、家庭によってそれぞれ事情がありますので、家庭と連絡をとって決めること。・学校で今、取り組んでいること、保護者に協力を求めるなど懇談事項を知らせること。
イ 資料の準備	<ul style="list-style-type: none">・子どもたちの現状から家庭訪問で何をねらいとするのか、保護者にどんな提案をし、協力を求めていくのかなど、学校、学年内で話し合い、共通理解しておくことがその後の教育活動に生きてくる。・子どもの学習状況、生活態度、健康状態などについての資料をまとめておくこと。・個人別カードの作成もよい方法である。

(2) 訪問時の留意点

ア 家庭訪問の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・家や通学路を確認し、地域の実態を知る。 ・家庭の状況を知る。 ・家族構成、家庭の雰囲気はどうか。 ・子どもの生育歴はどうか。 ・家庭での生活の様子はどうか。 ・子どもの将来について、保護者の考え方、子どもの考え方をつかむ。 ・学校への協力と理解を求める。 ・教育について家庭の役割を理解してもらう。 ・学校、学級の指導方針を知らせ、理解と協力を求める。 ・学校への意見や要望を聞く。
イ 家庭訪問で気をつけたいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・学業成績に偏った話題にならないようにし、生活全般について話し合うこと。 ・欠点ばかりの話し合いでなく、子どもの長所を中心とした話題にすること。 ・他の子どもや家庭を比較するような話題はさけること。 ・聞き上手になること。 ・節度と誠意あふれる態度で訪問すること。 ・温かい理解者として共感的な態度を大切にすること。 ・約束時間を守り、予定時間内で懇談が終わるように努めること。

(3) 訪問後の処理

家庭訪問によってとらえられた問題（保護者の要望や意見）は、担任で解決するもの、学年で検討するもの、学校全体で解決するものなどに整理し、責任を持って迅速に処理しなければならない。また、これらのこととは学年主任、校長に報告しておくことが必要である⁽¹⁹⁾。

注

(1) 天城 真・奥田真丈・吉本二郎「現代教育用語辞典」第一法規 1997 年 P251

(2) 同上書 P350

(3) 文部科学省「魅力ある教員を求めて」<http://www.mext.met.go.jp>.

(4) 鈴木乙史・佐々木正宏「人格心理学」放送大学教育振興会 2002 年 P58

(5) 佐藤正英・片山洋之介「新倫理」数研出版 1994 年 P20

(6) 小竹正美・山口政志・吉田辰雄「進路指導の理論と実践」日本文化科学社 2000 年

P188～P189

- (7) 片岡徳雄「教育社会学」福村出版 1995 年 P 91
- (8) 岸本幸次郎「教師の力量形成」ぎょうせい 1986 年 P35~45
- (9) 片岡徳雄「教育社会学」福村出版 1995 年 P91
- (10) 同上書 P91
- (11) Lacey, C., The socialization of teachers, Methuen 1977 年
- (12) 対人行動学研究会編「対人行動の心理学」誠心書房 1995 年 P109
- (13) 同上書 P109
- (14) 同上書 P111~112
- (15) 同上書 P194
- (16) 同上書 P204
- (17) 片岡徳雄「教育社会学」福村出版 1995 年 P99
- (18) 校務分掌に関しては福岡県教育委員会「若い教師のための教育実践の手引」2004 年 P33~35 に加筆
- (19) 保護者との連携に関しては、同上書 P81~84 に加筆

おわりに

この研究は、新設・必修化された「教職実践演習（仮称）」について、「共同研究体制をとる」「2か年の継続研究とする」といった最小限の事項について共通理解を図った上でスタートした。

本論集では、科目設定の趣旨、経緯、研究計画、及び教員として求められる 4 つの事項の中の ①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項 ②社会性や対人間関係能力に関する事項の内容を中心に研究をすすめ、まとめた。

研究にあたっては、スタートからまとめまで時間的に余裕がなかったこと、共同研究者間での討論が十分になされなかつたこと、先行研究の資料が少ないこと等から記述の形式や内容について、不統一な点が見受けられると思うが今後の研究を通して、統一性のある質の高いものに高めていく必要があると考えている。

なお、次号では、「教職実践演習（仮称）」の新設・必修化についての課題や問題点を明らかにするとともに、教員として求められる 4 つの事項 ③児童生徒理解や学級経営等に関する事項 ④教科・保育内容等の指導力に関する事項の内容研究を中心に集録することを考えている。